

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 2月24日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第 1号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第 2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
事務の種類	根拠規定	報告事項	事務の種類	根拠規定	報告事項
略			略		
会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第 9号）に規定する事務	略		会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第 9号）に規定する事務	略	
			警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則（平成26年国家公安委員会規則第 12号）に規定する事務	<u>第 3 条 第 2 項、第 4 条 第 2 項及び第 5 条 第 2 項</u>	<u>特定秘密の保護措置の実施状況又は適性評価その他法令の規定により警察本部長が講ずることとされる措置の実施状況の報告の受理</u>
佐賀県情報公開条例に規定	略		佐賀県情報公開条例に規定	略	

改正前		改正後	
する事務（公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務）		する事務（公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務）	
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。